



日本共産党 とがし 豊議員

2019年5月京都市会 代表質問と答弁の概要

2019年5月27日

4月7日投開票の統一地方選挙で、定数8の左京区において、日本共産党は2議席から3議席へと前進させていただき、加藤あい議員、樋口英明議員に加えて、私・とがし豊を再び市議会へと復帰させていただきました。ご支援・ご協力に心から感謝を申し上げます。選挙戦では、安倍政権による格差と貧困が広がる中で「無駄を削って暮らし応援の京都市政をに変えてほしい」「東京や海外資本による京都壊しを許さず京都の良さを守りぬいてほしい」という市民の皆さんの切実な願いが託された実感しています。その期待に応えるべく、与えられた4年間の任期を全力で走る抜く決意です。

1、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを

(1)「オーバーツーリズム」、いわゆる「観光公害」の解決を

まず、はじめに、「まちづくり」について4点、お聞きします。

1つ目に、いわゆる「観光公害」「オーバーツーリズム」の問題です。

「もうホテルばかりいらんわ」「閑静な住宅街の真ん中に57室の大型ゲストハウスなどともない」「リピーターの外国人や日本人の方はもうぜんぜん来なくなって、外国人がいっぱい店の前を通り過ぎるだけ。そら、観光地があんなにいっぱいすぎたらげんなりするわ」「ホテル建設ラッシュでホテル業界が人手不足となり、留学生頼みになって、サービスの質の低下が心配」と市民や観光に携わる方からもこんな声が漏れてきます。

市長は「観光消費額が市民の年間消費額の5割に匹敵」と強調しますが、増えているのは宿泊料が中心です。その宿泊料のうち十数パーセントは仲介手数料としてインターネットサイトを運営する海外の企業にとられ、わずかな利益も東京や海外の資本に吸い上げられているというのが実態です。これではたして地域経済が潤うのでしょうか。空き家が出れば、入居・定住したい人よりも民泊にどんどんいい物件がとられていって、町内会の担い手は先細るばかり。暮らしの中に根付いた地蔵盆などの誇るべき地域の伝統もどんどん消えていくのです。ホテル・簡易宿所の建設ラッシュが地価高騰を招き、京都の中心部から若い世代をどんどん外へと遠ざけています。京都市は、これを逆手にとって、高さ規制の緩和を狙っていますが、かえってさらなる地価高騰を招き、固定資産税があがり、今住んでいる方さえも追い出すことになりかねません。

このパネルをご覧ください。(京都市の宿泊施設の客室数推移)

ホテル誘致策のもとで、京都市が当初2020年の目標とした4万室をはるかに超え、3月現在で4万6千室を超え激しい勢いで宿泊施設が増えています。もうこれ以上の宿泊施設はいりません。「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」を撤回するとともに、住宅密集地、細街路、袋路・路地奥、連棟・長屋、マンション等でのホテル・簡易宿所・民泊の営業は厳しく規制すること。近隣住民の合意が得られない計画は認めないこと、各行政区・支所での相談、調査指導体制を

復活させ、監視・指導担当職員の増員等、体制の強化をはかることを求めます。いかがですか。

（答弁→市長） 「宿泊施設拡充・誘致方針」は、京都経済と地域の活性化を図ることで、市民の皆様の豊かさに繋げることを目的としており、安全安心の確保及び地域との調和が大前提である。この間、宿泊施設が大幅に増加し、施設数としては満たされつつあると認識しているが、市内中心部に集中するといった地域的な偏在や、質の面ではいまだ十分とは言えないという課題がある。22日に立ち上げた新たなプロジェクトチームでは、こうした課題についてもしっかり検証し、今後必要な施策の実施に繋げていく。違法・不適正な民泊に対しては、法律限界ギリギリまで挑戦した全国一厳しいと評価された条例など本市独自のルールを制定し、「近隣住民への事前説明」「10分以内の駆けつけ要件」「住居専用地域での住宅宿泊事業は冬の2ヶ月に限定」といった地域との調和を図る取り組みを徹底している。違法民泊の疑いのある市民からの通報のあった施設は、平成30年度末までに2454施設だったが、本市の強力な指導の結果、99%にあたる2430施設は営業中止等に至っている。しかし、未だ指導中の24施設を含め、違法・不適正な民泊の根絶に向けた取り組みをさらに強化するために、今年度新たに専任職員を5名増員し、46名もの体制を確保したところであり、各区役所・支所とも連携し、全庁を挙げて周辺住民の生活環境を守っていく。

（2）京都の街並み壊しを許さず、景観を守れ

2点目は、京都の街並みをこれ以上壊さないでほしいという問題です。

京都御所の東側・梨木神社へのマンション建設、下鴨神社糺の森への富裕層向けセカンドハウスとなるマンションの建設につづき、南禅寺参道の景観さえも壊すホテル計画の動きがあります。「これ以上京都のええところを壊さんとして」という声が市民や京都を愛する全国の人々から寄せられています。糺の森を売りにして糺の森を壊すマンションを建てる、南禅寺・岡崎の別荘庭園群の文化的な景観を売りにしてその景観を壊すホテルを建てるという道に、京都の未来はありません。

今から120年前。初代京都市長・内貴甚三郎（ないき・じんざぶろう）は、京都市会で100万人都市を想定した都市開発構想の提案の中で「東方は風致保全の必要あり」「名勝旧跡の保存は京都として決して放棄すべからざる事業なり」と表明しました。その4年前には、南禅寺・岡崎界隈の別荘庭園群の第一号としての無鄰菴が完成し、岡崎一帯の美しい景観が形成されてきました。2015年には「京都岡崎の重要文化的景観」として地域全体が文化財保護法による指定を受け、無鄰菴はその中核的な存在の一つとしても位置付けられました。ところが、今、まさに東京資本ヒューリックの4階建てのホテル建設計画によって、無鄰菴の回遊式庭園からの眺めや南禅寺参道の景観が壊されようとしています。

こちらのパネルをご覧ください。（ヒューリックが示した景観シミュレーション）

これは、「市民が残したい京都を彩る建物や庭園」として京都市自身が認定し、日本の和食文化にも大きな貢献をしている「瓢亭」という料亭を南禅寺参道から見た写真です。ヒューリックによるホテルの建設予定地は、もともと2階建ての数寄屋造りの美しい日本建築と庭園が広がり、隣にある無鄰菴や「瓢亭」とも調和した趣のある姿をしていました。ところが、このホテルが建つことによって、南禅寺参道から眺めた「瓢亭」のすぐ後ろにホテルの壁が立ち上がり、400年もの長い間守り続けてこられた風情が損なわれてしまいます。

京都市美観風致審議会も、当初の京都市の風致保全課の指定した箇所からのシミュレーショ

ンでは不十分と調査地点を増やすことを求め、許可にあたっては「より一層周辺の景観と調和するよう、さらなる検討を行うこと」と条件を付けたという経過があります。ところが京都市は、南禅寺参道の景観や無鄰菴の庭園からの眺めにもっとも重大な影響を与える視点場からのシミュレーションについて、美観風致審議会への提出を見送る判断を行いました。そのことによって、審議会では不十分な情報のもとでの議論でゴーサインが出されるに至りました。京都市自身が文部科学省に約束した「京都岡崎の重要文化的景観」保存計画をないがしろにしていると云々を言わざるを得ません。そもそも、ヒューリックによる開発計画が持ち上がる前の段階から、無鄰菴や南禅寺参道の景観を守るための規制をしっかりと確立する努力をしておれば「京都岡崎の重要文化的景観」を守れたわけであり、京都市行政の重大な失態であります。今からでも遅くはありません。

地域住民は、眺望景観創生条例に基づく市民提案を正式に提出し「無鄰菴の庭園からの眺め」を保全するための高さ規制に踏み切ることを求めています。京都市はこの提案を受け入れ、事業者に対して働きかけ、せめて3階建ての和風建築への計画変更を要請すべきであります。京都のこれからの10年先、50年先、100年先を見据えた市長の英断を求めます。いかがですか。

（答弁→都市計画局長） 本市では、世界の人々を魅了し続ける景観づくりを進めるべく、高さ、デザイン、眺望等に関する総合的な仕組みにより、全国的に例をみない景観政策を進めている。無鄰菴庭園西側のホテル計画については、敷地内の無鄰菴側に植樹する他、屋根の形状や外壁の色彩を調和のとれたものとするとともに、無鄰菴庭園内等からの眺めのシミュレーションを踏まえて、第三者機関である美観風致審議会において計3回の厳格なご審議をいただき、風致地区条例に基づく許可を行った。そのため、ご指摘の計画変更を求める考えはない。なお、今回、眺望景観創生条例に基づき、眺望景観保全地域の指定とともに、建築物の高さを引き下げるよう提案をいただいているが、五山の送り火のような眺望の対象がない場合、世界遺産と同様、制度上、高さ規制の対象としていないことも含め、対応を検討していく。

（3）学校跡地はホテル建設ではなく、住民の意思を尊重した活用を

3つ目に、学校跡地をこれ以上、ホテル事業者に明け渡さないでほしいということです。

東本願寺と西本願寺に挟まれた元植柳小学校をめぐるはどうなっているのでしょうか。タイの国際資本によるホテル計画の全貌が明らかになるや地元住民にとんでもない衝撃を与えています。元々の校舎の部分だけではなくグラウンドの部分にもいっばいに建物を建て、地域から要望のあったスポーツをするためのスペースは完全に奪われ、その上、避難場所さえも奪われるというひどい内容であります。抗議する住民に対して京都市は、隣接する児童公園の地下に体育館を作るから地震が起きたらエレベーターで地下まで下りて避難してくださいと回答しています。水害時にはホテル二階に避難をといますが、いずれも、住民の安全確保を真剣に考えての答えとは思えません。応募した3者のうち、この事業者の提案が勝ったことにされていますが、その選定の時の議論は「非公開」とされたため、唯一協議に参加したとされる地元自治連役員もまわりに相談できない仕組みとなって今なお闇の中です。地域全体の問題であるにもかかわらず、地元住民は蚊帳の外で、学校跡地が奪われるなど断じて認められません。

元植柳小学校の活用にあたって地域から防災とスポーツの拠点を奪うような計画は白紙撤回し、京都市自身が住民の意思を尊重した活用方法を検討すべきです。

今お話しした植柳小学校も「番組小学校」の一つですが、番組小学校とはどんな学校だったのでしょうか。京都市学校歴史博物館によれば「京都のまちが幕末の動乱による戦禍、明治維新による事実上の東京遷都により、京都は衰退の危機」にあったとき「様々な近代化政策を実施しましたが、中でもとりわけ力を入れたのが“教育”」「先人達は、「まちづくりは人づくりから」の信念により、明治5(1872)年の学制公布に先立ち、明治2年に日本で最初の学区制小学校である64校もの「番組小学校」を開校させました」と書いています。京都のこれからのまちづくりを住民が自分たちの願いを集めて自由に設計できるように、そして、京都復興にかけた先人の意思を尊重するためにも、この大切な場所をこれ以上民間に差し出すのはやめていただきたい。私の地元・新洞小学校の跡地も含め、学校跡地を地域の施設として守るためにも、京都市の「京都市資産有効活用基本方針」および「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」の撤回を求めます。

(答弁→鈴木副市長) 長年地域活動の拠点として使われてきた元植柳小学校跡地の活用にあたっては、自治連合会の皆様と民間活用の方針の確認を行った上で、自治連合会活動の継続や避難所機能の確保、植松公園等の周辺施設の活用などの地元要望を踏まえ、公募条件等を協議し、公募手続きを進めてきた。そのうえで、学識経験者や地域の代表者にもご参画いただいた選定委員会において、様々な観点から総合的に審査した結果、自治連合会からの御要望にお応えし、最も優れた提案を行った事業者を契約候補者に選定したところである。地域の中には一部不安の声もあるが、引き続き、丁寧に説明を行い、ご理解いただけるよう努めていく。

今後とも、地域の声をお聞きしながら、民間活力も導入し、地域の活性化や本市施策の推進に資するよう、「資産有効活用基本方針」等に基づいた資産の活用を図っていく。

(4) 京都大学の「立て看板」の規制について

4つめに、京都大学の「立て看板」の規制をめぐる問題です。

京都市が、屋外広告物条例に触れると京大当局に行政指導したことを発端として、撤去される事態となり、大学側と学生・教職員側との間で大きな論争を呼んでいます。私は、去る1月26日に京大吉田寮にて行われたシンポジウムに参加し、「立て看板」の社会的意義について触れる機会を得ました。「学問の自由を守る大学という場所にとって必要なもの」「屋外広告物条例においても、例外規定を活用して対応すべき」という切実な声も出されております。京大出身の弁護士など140人が連名で出したアピールでは一連の事態を「歴史景観に配慮したことによるともいわれているが、そこでいわれる歴史景観は何か問われる必要があることは勿論のこと、表現活動の自由に対する配慮を抜きにして景観の配慮だけを優先させることは、屋外広告物法が『この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないよう留意しなければならない』(第29条)と定めていることにも反するものであって、明らかにバランスを欠いた議論」と指摘し、京都市および京大当局に対して措置の見直しを求めました。京都のまちの風土は、歴史的な景観や自然的な景観を守るだけではない、大学生を「学生さん」と呼んで暖かく育み育てる素晴らしいものがあります。この屋外広告物条例の機械的な運用を改め、京都大学の立て看板については、慎重な対応を求めますが、いかがですか。

(答弁→都市計画局長) 屋外広告物の適正化については、新景観政策の施行以

降、これまでに本当に多くの市民や事業者の方々に格段のご理解とご協力を賜り、平成31年4月末現在で30702軒の建物の屋外広告物を是正、又は撤去していただき、97.3%の屋外広告物が適正表示されるに至っている。

京都大学の立て看板についても、景観のみならず、道路の不法占用や通行者安全を確保する観点からも、決して例外とすべきものではなく、本市として、大学に対し、適正化を求めてきた。京都大学におかれましては、こうした状況をご理解いただき、平成30年5月から立て看板を自主的に適正管理するための学内規程を施行し、現在、当該規程により適正管理に努めていただいております。昨秋の台風21号の際にも、立て看板の飛散が原因となる被害の発生を未然に防ぐことができた。この間の、京都大学の取り組みに敬意を表するとともに、今後とも連携して適正化に努めていく。

2、子どもたちを格差と貧困から守れ

(1) 中学校卒業まで医療費の無料化、全員制の温かい中学校給食の実現を

子どもたちをめぐる問題について3点お聞きします。

1点目は、子どもたちを格差と貧困から守る問題です。

就学援助だけでは救いきれない多くの世帯の生活が非常に圧迫されています。「せめて子どもの医療費を中学校卒業まで無料にしてほしい」「給食費毎月4700円もの負担は重すぎる。何とか負担を軽くしてほしい」と、この統一地方選挙でも多くの保護者から切実な要望が寄せられました。また、小学校のような温かい全員制の中学校給食の実現にむけた長年の運動の成果の一步として、20年ぶりに中学生の食生活にかかわるアンケート調査が実施されることになりました。設備投資に200億円弱の予算が必要とのことですが、年次計画ですすめれば十分に可能であり、全国ではすでに85%の学校が実施しています。

子どもの貧困対策として、中学校卒業まで医療費を無料にする。小学校のような温かい全員制の中学校給食と小中学校の給食費無償化にむけて年次計画をたてることを求めます。

(答弁→子ども若者はぐくみ局長) 子どもの医療費支給制度については、すべての子どもを健やかに育むため、厳しい財政状況でも、府市協調のもと、着実に拡充を図ってきた。本年9月診療分からは、3歳以上の通院医療費の自己負担額をこれまでの半額に引き下げる8度目の拡充を行う。

今後は、今回の拡充状況及び市会で決議いただいた真に持続可能な制度とする観点等を踏まえ、検討していくものと考えており、ただちに中学生までの医療費を無料にすることは、巨額の財源が必要なため、極めて困難である。子どもの医療費の負担軽減は、本来、国の責任において全国一律に実施されるべきであり、引き続き他都市とも連携し、国に強く要望していく。

なお、貧困家庭への支援については、子ども食堂への支援をはじめ、133の施策を掲げた京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画に基づき、総合的な取り組みを推進していく。

(答弁→教育長) 本市中学校では、学識経験者やPTA、学校関係者等が議論を尽くし、給食か家庭からの弁当持参かを全ての生徒・保護者が自由に選べる「完全自由選択制」を平成12年度から導入している。この間、学校現場や生徒・保護者

の方から様々な御意見を伺いながら、温かいおかずの充実など、常に献立内容の改善を図りつつ、生徒1人1人の実情に応じた制度として定着している。全員制中学校給食の実施には、少なくとも180億円もの予算が必要であり、他に優先すべき課題も多く実施は困難である。また、給食費については、すでに就学援助世帯を無償としているが、学校給食法で、食材費は保護者の負担とするとされており、毎年約50億円もの経費を要する小・中学校における給食費の一律無償化についても、実施は困難と考えている。

(2) 35人以下の少人数学級の実現で、ひとり一人に行き届いた教育を

2点目に、少人数学級についてお聞きします。

わが党は、子どもたちの学び成長する権利を保障するためには、30人以下学級の実現が必要であると提言してきました。現在、本市においては、小学校で35人以下学級が1・2年生まで実現できていますが、少なくともこれをすべての学年に拡大すべきです。ある学校では、2年生の時に4クラス27人前後の学級編成だったものが、学年が3年生に上がったとたんに3クラス37人前後となり、一挙に10人も的人数が増えるという状況となり、一人一人の子どもたちへの丁寧なケア・学習の援助は現実的には極めて困難になっています。同様の事態が、今年度は19校で実際に生じています。一人一人の子どもたちの将来にかかわる問題として、すべての子どもたちにしっかり寄り添える教育条件を確保すること、それが私たち大人の責任であります。

3年生以上についても35人以下学級を実施すべきです。直ちに実施できなくても少なくとも、2年生から3年生に学年が上がる際に、36人以上になってしまうクラスについては、35人以下を維持できるようにクラス編成を行うべきです。いかがですか。

(答弁→教育長) 本市では、国に先駆け、小学校1・2年生での35人学級を、中学校3年生で30人学級を、本市の独自予算で実施するなど、国基準を上回る教職員配置により、本年度における1学級あたりの児童生徒数は、小学校が約28人、中学校が約31人であり、政令市最高水準の指導体制を整えている。このような状況の中、小学校3年生から中学校2年生まで全ての学年で35人学級を実施するには、毎年さらに約22億円もの巨額の予算が必要であり、また、小学校3年生の35人学級を実施するだけでも、毎年約3億4千万円もの予算が必要となり、本市の厳しい財政状況の下、独自予算での実施は困難である。本来、義務教育における教職員定数の拡充は、国の責任で実施されるべきであり、今後とも教職員定数の改善について、国に要望していく。

(3) 不登校問題児童・生徒へのきめ細やかな支援を

3点目は、不登校問題についてです。

全国で30日以上登校することができない子どもたちが小中学校あわせて14万人。30日未満の不登校の子ども、そして、保健室登校や校門に一步入って引き返すだけの子どもなど、学校行き渋り状態にある子どもの数を含めると規模の面でも非常に深刻な状況となっています。京都市内でも、小学生206人、中学生は882人、合計1088人の子どもたちが30日以上不登校となっています。京都市には、不登校児の学びを保障するための支援制度があるものの、そこに登録している子どもたちはすべて合わせても289人とどまり、とても全ての子

どもたちの学ぶ権利を保障していとは言えません。私は昨年、不登校問題を考える集いに参加させていただいた際に、不登校経験者の当時の心境をお聞きする機会がありました。「いかなければいけないと思うけど、どうして自分が学校にいけないのかわからない」という状況の中で苦しみ、毎晩「明日が来なければいいのに」「自分なんて生きていく意味がない」という気持ちだったということで、少なくない親が同じような言葉を子どもから聞いたことがあると語っており、追いつめられ危険な状況に置かれた子どもや親がたくさんいることを実感しました。

文部科学省の通知である「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であり、周囲の大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性の伸長につながり、結果として児童生徒の社会的自立につながることを期待される」としていますが、そのためには、子どもたちの居場所の確保や家族や学校を支援する仕組みの一層の強化が必要です。

学校跡地など遊休公有地を有効活用し、学校にいけない子どもたちの就学時間中の居場所の確保、フリースクールへの支援の充実、学校現場を支援する人の配置を一層充実させるべきと考えます。いかがですか。

（答弁→教育長）本市では、学校統合による閉鎖校をはじめ、教育施設の跡地や学校の空き教室等を活用し、不登校を経験した生徒のための中学校である洛風中学校を平成16年度に、さらに19年度には洛友中学校をそれぞれ開校するとともに、不登校の子どもたちが学校外で学習活動等を行う教育支援センター「ふれあいの杜」を順次増設し、市内6カ所に開設している。

また、不登校に関わる民間施設のノウハウを生かすため、市内のフリースクール等4団体と連携し、体験活動や保護者向け勉強会、家庭への訪問支援事業などを委託し、活動の支援にもなるように取り組んでいる。

さらに、不登校をはじめ児童・生徒の教育課程等に対応するため、平成27年度までにスクールカウンセラーを全校に配置し、現在、活動時間数の拡大を進めるとともに、今年度には、当初計画を1年前倒しし、スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置を完了するなど、学校を支援する人的配置を推進している。今後とも、不登校児童・生徒への支援の充実に努めていく。

3、京都市独自の給付制奨学金制度の創設を

最後に、高すぎる学費と奨学金制度についてお聞きします。

高い学費の問題は深刻で、半分の学生が奨学金という名の重たい借金を背負って社会に巣立たなければならない中、本来大学に通うべき時間にアルバイトでお金を稼がざるを得ない学生が急増しています。この深刻な事態を打開するため、わが党は学費そのものを半額へと引き下げる財政措置とったうえで、70万人を対象を広げ、月3万円以上で学費に匹敵する規模の給付制奨学金制度をつくること、などを提案しています。安倍政権は、給付制奨学金制度を充実するといいつつながら、対象は、大学・大学院・短大の約326万人に対して、わずか18566人、たとえこれが全学年に拡大されたとしても2%ちょっとの学生にしかわたらず、不十分です。京都市独自の給付制奨学金制度をつくり、国の不十分な制度の改善を求めるべきです。いかがですか。

教育の充実、福祉の充実を子どもが訴えますと「お金がない」とすぐ答弁が帰ってまいります。1200億円もの費用がかかる堀川通地下トンネル道路建設や北泉橋の建設などの無駄遣

いや、北陸新幹線の推進に2兆円ものお金を使うよりも、子どもたちの未来や将来不安の解消のためには優先的に税金を使うという方向にかじを切ることを求めて、第一質問を終わります。

（答弁→岡田副市長） 意欲のある学生が、経済的理由により進学を断念することがないように、教育の機会均等を図ることは重要であると認識している。全国の学生の2人に1人が奨学金を活用し、また、京都で学ぶ学生の約4分の3は全国から来られ、京都の高校生の約半数は全国に進学されているなど、全国規模で学生の出入り、動きがある状況を踏まえると、公平性の観点から、国において統一的に教育の機会均等を実現するため、その充実が図られるべきものと考えている。このため、これまでから国に対し、給付型奨学金事業の着実な実施等を強く求めてきており、また、平成28年9月市会では、給付型奨学金の創設等を求める意見書が議決されている。こうした結果、この間、国において奨学金制度の充実がなされてきており、真に支援が必要な低所得者世帯の学生を対象に、令和2年4月より、授業料や入学金の減免に加え、給付型奨学金の額及び対象者をさらに大幅に拡大する「大学等における修学の支援に関する法律」が今国会で成立している。今後とも、学生が安心して学べる環境の更なる充実に向けて、国に対して引き続きしっかりと強く要望していく。

■とがし議員 第二質問

◇教育条件の整備は待ったなし

教育条件の整備については、待ったなしです。国の責任を待ってられないから、この場で質問しました。ぜひ、ご検討をお願いします。

◇南禅寺参道・無鄰菴の庭園からの眺めを守るための市民提案について

南禅寺参道・無鄰菴の庭園からの眺めを守るための市民提案について、積極的な答弁が聞けず極めて残念です。私はこの市民提案こそ京都のこれからを照らす灯台になると確信しております。市長におかれしてはぜひとも、50年、100年の大計に立ち、考え直していただくよう求めて、質問を終わります。ありがとうございました。